

報道関係者 各位

令和2年5月13日

【照会先】

厚生労働省 和歌山労働局

労働基準部

監督課長 佐藤 明士

監察監督官 平井 裕弥

電話 073 (488) 1150

FAX 073 (475) 0113

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための

電子申請の一層の普及及び促進について

～ 経済団体等に対して要請を行いました ～

和歌山労働局では、このたび、経済団体、和歌山県社会保険労務士会等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及及び促進への協力について要請しました。

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染の拡大を防ぐために、可能な限りの外出自粛等が求められており、テレワークの活用など職場においても感染拡大防止に向けた取組が求められています。

このような中、従来から、労働基準法や最低賃金法に定められた手続きのために、多くの事業主の方々に労働基準監督署の窓口にお越しいただいていることから、これらの届出等の手続きについて、より一層の電子申請の普及及び促進を図ることを目的として、協力要請を実施したものです。

別添 1

「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000620255.pdf>)



参考

「36 協定届」や「就業規則の届出」などの労働基準法の届出などはすべて電子申請が利用可能です。」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000609355.pdf>)



和労基発0512第1号
令和2年5月12日

経済団体等 会長 殿

和歌山労働局労働基準部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及
及び促進について（御依頼）

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御支援と御協力を賜っております
ことに、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、4月7日に国から7都府県に対し
て発出された緊急事態宣言が、同月16日に和歌山県を含む全ての都道府県に
拡大され、可能な限りの外出自粛等とテレワークの活用など職場における感
染拡大防止に向けた取組が求められています。

このような中で、厚生労働省及び和歌山労働局においては、感染症の更な
る拡大を防止するため、労働基準法や最低賃金法で定められた労働基準監督
署への届出等の手続きについて、より一層の電子申請の普及・促進を図るこ
ととしました。

つきましては、本取組の趣旨を御理解の上、別添リーフレットを貴会の
ホームページに掲載いただくなどにより、会員事業場、傘下の団体等に広く
周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 労働基準監督署への届出や申請は、 電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただかなくても手続きできます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、**電子政府の総合窓口「e-Gov」**から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出・申請も可能です。

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 など	● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた申請 など	● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダーライター（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

- 電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)
050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)
- 受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで
土日祝日 午前9時から午後5時まで
8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

<https://www.e-gov.go.jp/>

④：労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「**労基法等 電子**」で検索！ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」